

広島県告示第二百五十二号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
広島厚生病院	広島市南区仁保新町一丁目五番一三号	平成三二年四月五日	更新
広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院	廿日市市地御前一丁目三番三号	平成三三年四月五日	更新